
1	市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進	1
2	地域政策	3
3	地域コミュニティ	11
4	人権啓発	12
5	男女共同参画	16
6	ユニバーサルデザインの推進	18
7	平和啓発	18
8	交通安全対策	19
9	消費生活	21
10	葬斎業務	23
11	墓地	25
12	戸籍・住民基本台帳事務	28
13	国民年金	40

1 市民活動の促進及び市民と行政との協働の推進

阪神・淡路大震災を契機とした、ボランティア活動等市民活動に対する社会的機運の高まりに伴い、平成10年3月に特定非営利活動促進法が公布されたことを受け、本市においても、同年4月に市民生活課内にボランティア係が設置された。その後、機構改革により11年4月のボランティア活動推進室、18年4月の地域振興課内の男女共同・市民参画室の設置等を経て、20年4月に地域政策課内に市民協働推進室を設置し、28年4月にコミュニティ推進課内に、30年4月には男女共同参画・協働推進課に、令和6年4月には組織機構の見直しに伴い、協働コミュニティ推進課に所管を移し、市民活動の一層の促進を図るとともに、市民活動団体等と行政との協働によるまちづくりを推進している。

(1) 自治と協働の基本指針

自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」の実現を図るため、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示す「自治と協働の基本指針」を平成23年3月に策定した。令和7年3月には、現状に沿った表現や内容にリニューアルを実施した。

ア 理想とする自治と協働の姿 「地域の特性を生かし、多様な主体が参画・協働するまちづくり」

イ 取組の方向性

- (ア) 人材育成
- (イ) 組織運営の充実・強化
- (ウ) 団体同士の連携

ウ 行政の支援体制の拡充

- (ア) 環境づくり
- (イ) 職員の育成
- (ウ) 行政の組織体制整備

(2) 協働のまちづくり推進ガイドの策定

自治と協働の基本指針で示した取組の方向性に基づき、施策体系別、協働の形態別にモデル的事業等を示すことにより、協働によるまちづくりの充実を図るため、平成23年10月に協働のまちづくり推進ガイドを策定した。

(3) 市民活動センターの概要

市民と行政が共に考え、共に活動する「協働」の場として、平成13年1月30日に田町商店街に高松市ボランティア・市民活動センターを設置し、16年度からは管理運営を特定非営利活動法人に委託し、市民活動に関する情報収集・提供・相談、研修、市民活動団体等の交流・協働事業のコーディネートなどを行ってきた。

平成24年度からは、管理運営を市直営に見直し、市民活動団体だけでなく、地域コミュニティ協議会や企業、教育機関等の多様な主体との連携を目指し、24年8月には名称を高松市市民活動センターに変更して四番丁スクエアへ移転した。27年10月にはセンターのサテライトとして、瓦町FLAG 8階に瓦町市民活動センターを開設し、市民活動団体等の活動拠点としての機能を拡充させた。28年4月にはセンターを統合し、高松市市民活動センターを瓦町FLAG 8階に移転、市民活動団体への支援体制の強化を図り、中間支援組織としての役割を果たすための事業等を実施している。令和7年4月1日から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人わがことが管理運営を行っている。

ア 施設の概要

- (ア) 名称 高松市市民活動センター
- (イ) 所在地 高松市常磐町一丁目3番地1（瓦町FLAG 8F）
- (ウ) 延べ床面積 357.72㎡

(エ) 開館時間 午前10時～午後9時

(オ) 休館日 年末年始

(カ) 事業内容

- a 市民活動を行う者の交流及び連携を促進すること
- b 市民活動に関する図書、情報、視聴覚資料その他の資料を収集し、市民の利用に供すること
- c 市民活動に関する講座、講演会等を開催すること
- d 市民活動の普及啓発を行うこと
- e 市民活動に関する相談事業を行うこと
- f その他センターの設置目的を達成するために必要な事業を行うこと

イ 施設内容

- (ア) 事務用ブース (イ) ロッカー
- (ウ) メールボックス (ロ) 作業スペース
- (オ) 情報・交流スペース (カ) 会議室

ウ 利用状況

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
総利用者数 (人)	10,263	13,156	13,622	16,067	16,681

(4) 協働推進員制度

協働事業の円滑な推進を図り、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、平成20年度から「協働推進員制度」をスタートさせ、各職場に、協働推進の核としての役割を担う「協働推進員」を、各部署には、横断的な課題の総合調整を行う「協働推進調整員」を配置した。23年度からは、各地域コミュニティ協議会単位に協働推進員を配置し、多面的に協働推進施策を展開した。28年度に協働推進員制度の実効性を高めるため制度を見直し、29年度からは、新たな制度の下、地域コミュニティ協議会及び市民活動団体等からの相談や提案に対し、柔軟かつ適切に対応できるよう、行政とのパイプ役としての機能強化を図った。30年4月の機構改革に伴い、地域担当協働推進員はコミュニティ推進課が、所属担当協働推進員は男女共同参画・協働推進課が所管している。地域担当協働推進員においては、令和5年度から制度の見直しに伴い、地域コミュニティ協議会につき1人体制から3人体制に拡充を図った。6年4月の機構改革に伴い、地域担当協働推進員及び所属担当協働推進員は協働コミュニティ推進課が所管している。

また、協働推進員の資質の向上を図るため、協働推進人材養成研修を実施しており、今後も、効果的な研修を実施するほか、協働推進員同士、協働推進員と職員間での積極的な情報共有に努め、全ての職員に協働の主体であることの自覚を促し、意識改革を図っていく。

(5) 特定非営利活動法人の認証

平成26年10月に、香川県より高松市特定非営利活動法人の認証等に関する事務の移譲を受け、高松市のみならず事務所を置く特定非営利活動法人の設立及び運営に関する認証申請及び届出に関する事務や相談を行っている。この認証等に関する事務は、ボランティア活動をはじめとする、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益に寄与することを目的に施行された、特定非営利活動促進法に基づくものである。今後、認証等事務を通じて、各団体の組織基盤や運営状況等を正確に把握するとともに、それぞれの実情を踏まえた支援策を講じ、特定非営利活動法人と地域コミュニティ、そして行政の協働へつないでいくことを目指している。

(6) 市民活動保険制度

市民活動中に発生した事故により市民活動団体等及び活動者が法律上の賠償責任を負った場合並びに当該市民活動においてその活動者が死亡し、または負傷した場合に、これを補償するため、令和5年度から高松市市民活動保険制度を導入し、市民が安心して市民活動に参加することができるよう支援を行うとともに、市民活動の円滑な運営を促進している。

ア 対象となる人等

市民により自主的に組織され、活動の拠点を本市に置き、計画的に市民活動を行う団体等（市民活動団体・地域コミュニティ協議会・自治会等）において、直接的に活動を実践する人（指導者・運営スタッフ、清掃活動や防災訓練等の参加者）

イ 対象となる活動の主な要件

- (ア) 自発的かつ主体的に行う非営利の活動（政治、宗教に関する活動を除く。）
- (イ) 公益的な活動
- (ウ) 継続的、計画的に行っている活動
- (エ) 無報酬の活動（交通費等の実費弁償は可）
- (オ) 日本国内における活動

ウ 補償内容

- (ア) 傷害事故
死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金、通院補償金
- (イ) 賠償事故
身体賠償補償、財物賠償補償

エ 申請件数

項目 \ 年度	5	6
申請件数（件）	11	18

2 地域政策

(1) 地域審議会

合併に伴い行政区域が拡大し、合併町の住民の意見が市政に反映されにくくなるという懸念を払拭し、地域住民の声を施策に反映させるため、合併特例法（牟礼町については、合併新法）に基づき、合併6町（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町）の区域ごとに設置し、合併地域に新たに設置した支所内に事務局を置いた。

ア 設置根拠

塩江地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては合併特例法第5条の4第1項を、牟礼地区にあつては合併新法第22条第1項を根拠としている。なお、設置に当たって、協定書調印（合併協定項目第6号）、議会の議決及び市長・町長による協議書締結を経たのは、各地域審議会に共通している。

イ 設置期間

塩江地区にあつては平成17年9月26日から令和3年3月31日まで。牟礼地区、庵治地区、香川地区、香南地区及び国分寺地区にあつては平成18年1月10日から令和3年3月31日まで

ウ 所掌事務

設置区域に係る建設計画（牟礼町については、合併基本計画）の執行状況、同計画の変更、同地域のまちづくりに関すること、及び市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議・答申をし、または、意見を述べること。

エ 組織・任期等

委員：15人以内（うち会長・副会長各1人）

任期：2年間（再任可）

オ その他

平成24年6月に、いわゆる合併特例債延長法が施行されたことに伴い、合併特例債等の発行期間が、本市においては5年間延長され、令和2年度まで発行可能となった。合併特例債等は、後年度に交付税措置のある有利な財源であり、できる限り活用できるよう対応するため、平成27年9月に建設計画等の計画期間を5年間延長し、これに併せて建設計画等の進行管理を行う地域審議会の設置期間についても5年間延長した。

その後、旧合併特例法にもとづく合併特例債の活用が更に5年間延長できることになり、令和2年9月、牟礼町を除く5町の計画期間を7年度まで再延長し、財政計画の見直しを行った。

地域審議会の設置期間が終了した令和3年度からは、地域コミュニティ協議会に協議の場を移し、建設計画等の残る事業について地域住民の意見や要望等をお聞きしながら、それぞれの地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

(2) 総合センター・支所・出張所

地区住民の利便を図るための行政サービスセンターとして、総合センター・支所・出張所を設置し、本庁との中継的な窓口サービス、自主的な住民組織の育成助長等、住民と密着した地域コミュニティの推進に努めている。

また、平成27年2月に策定された高松市地域行政組織再編計画に基づき、29年1月30日に勝賀総合センターを設置し、牟礼、香川、国分寺支所は総合センターに移行した。令和4年3月1日に仏生山総合センター、5年4月1日に山田総合センターを設置した。

ア 総合センター 職員数（会計年度任用職員を除く。）（7.4.1現在）

牟礼総合センター	牟礼町牟礼302-1	17
山田総合センター	川島本町191-10	15
仏生山総合センター	仏生山町甲218-1	19
香川総合センター	香川町川東上1865-13	17
勝賀総合センター	香西南町476-1	15
国分寺総合センター	国分寺町新居1298	18

イ 支所・出張所数及び職員数（会計年度任用職員を除く。）（7.4.1現在）

支所	出張所	職員数
3	19	44

ウ 総合センター・支所の整備

牟礼、香川及び香南支所庁舎については、耐震補強が必要と判定されたため、香川支所（現香川総合センター）については、平成21年度に耐震補強工事を終了し、牟礼支所（現牟礼総合センター）及び香南支所については、24年度に改築工事を終了した。

また、仏生山総合センターについては令和3年度高松市仏生山交流センター内に、山田総合センターについては令和4年度に整備が完了した。

(3) コミュニティセンター

ア コミュニティセンター整備事業及び指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えの下、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管されたほか、19年度から指定管理制度を導入し、各地域コミュニティ協議会が、コミュニティセンターの管理運営を行っている。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺町北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、指定管理制度を導入し、当該地区の地域コミュニティ協議会が、管理運営業務を行っている。

なお、18年度の古高松コミュニティセンターの開館以降、21年度に下笠居コミュニティセンター、23年度に三谷コミュニティセンター、支所の改築にあわせ、24年度に香南コミュニティセンターを改築、牟礼コミュニティセンターを新設し、52館となった。

21年度に策定したコミュニティセンター中期整備指針に基づき、24年度に国分寺北部コミュニティセンターの耐震補強・改修を、25年度に円座、鬼無コミュニティセンター、27年度に国分寺南部コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、林コミュニティセンターの改築を、28年度に西植田コミュニティセンターの耐震補強・改修及び、東植田コミュニティセンターの改築を、30年度に木太コミュニティセンターの改築を、令和元年度に川岡コミュニティセンターの改築を、2年度に太田コミュニティセンターの改築を、3年度に男木コミュニティセンターの改築を、4年度に屋島、十河及び川島コミュニティセンターの改築を実施した。

今後は、新コミュニティセンター整備計画に基づき、計画的に施設の老朽化に対応するとともに、計画的な修繕・改修を実施し、施設の保全に努めることとしている。

コミュニティセンター一覧

(7.4.1 現在)

センター名	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	建設年	所在地
松島	RC2F	672.11	1,159.05	S55.3.31	高松市松福町二丁目15-24
花園	RC3F	503.00	1,202.64	S56.3.30	高松市観光通二丁目8-9
築地	RC2F	845.06 (1・2階部分)	1,837.45	S31.3.31 (H24.9.1)	高松市築地町14-1
新塩屋町	RC2F	450.76	542.01	S57.3.20	高松市城東町一丁目1-47
四番丁	RC2F	450.66	428.28	S61.6.20	高松市番町二丁目3-5
二番丁	RC2F	450.87	663.19	S60.3.15	高松市扇町二丁目8-7
日新	RC3F	502.20	251.23	S58.3.19	高松市瀬戸内町22-9
亀阜	RC2F	450.54	348.23	S62.3.25	高松市宮脇町一丁目6-18
栗林	RC2F	450.76	1,097.36	S56.3.20	高松市栗林町三丁目2-12
鶴尾	RC2F	578.08	1,855.19	S53.3.31	高松市田村町303-1
太田	RC1F	782.89	3,801.83	R2.9.29	高松市伏石町2016-37
太田中央	RC2F	420.38	1,462.60	S57.3.15	高松市松縄町1108-1

センター名	構造	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建設年	所在地
太田南	RC2F	420.15	1,919.35	S58.3.19	高松市太田上町1045-2
木太	RC2F	807.43	2,315.64	H31.1.25	高松市木太町3480-2
木太南	RC2F	420.62	1,453.66	S61.3.20	高松市木太町1486
木太北部	RC2F	429.64	1,254.00	H2.5.1	高松市木太町2603
屋島	RC2F	786.46	2,503.30	R4.6.21	高松市屋島中町449-1
屋島西	RC2F	424.58	1,421.02	S60.3.15	高松市屋島西町2483-2
屋島東	RC2F	420.76	2,650.37	S62.3.25	高松市屋島東町928
古高松	RC1F	697.56	2,000.04	H18.7.10	高松市高松町10-20
古高松南	RC2F	420.49	1,333.81	S59.3.15	高松市春日町782-2
前田	RC2F	459.53	1,913.86	S57.3.15	高松市前田東町838
川添	RC2F	671.30	1,515.08	H10.5.14	高松市元山町136-4
林	RC1F	699.00	3,513.01	H27.11.24	高松市林町329-1
三谷	RC1F	649.33	2,159.00	H23.7.27	高松市三谷町1201-1
仏生山	RC2F	650.97	1,662.36	H8.3.29	高松市仏生山町乙45-4
多肥	RC2F	450.68	1,490.74	S50.3.15	高松市多肥上町433-5
一宮	RC1F	650.77	1,904.00	H11.3.10	高松市一宮町838-1
川岡	RC1F	677.01	2,796.87	R1.12.20	高松市川部町486-3
円座	RC2F	483.03	1,403.76	S52.6.20	高松市円座町1622-1
檀紙	RC2F	450.17	2,336.00	H3.7.31	高松市御厩町775-1
弦打	RC2F	673.48	2,480.77	H10.3.30	高松市鶴市町356-3
鬼無	RC2F	460.49	1,524.67	S54.3.15	高松市鬼無町佐藤31-3
香西	RC2F	650.61	1,132.55	H9.5.1	高松市香西本町476-1
下笠居	RC1F	703.75	2,021.28	H21.9.18	高松市生島町353-1
女木	SALC2F	400.92	712.56	S55.3.31	高松市女木町203-1
男木	RC1F	677.78	1,860.49	R4.1.17	高松市男木町1988
川島	SRC1F	1,943.49	4,878.39	R4.12.22	高松市川島本町191-10
十河	RC2F	822.68	2,567.27	R4.7.19	高松市十川西町299-1
東植田	RC2F	489.58	1,048.00	H29.3.10	高松市東植田町1825-1
西植田	RC2F	427.63	1,403.40	S51.3.30	高松市西植田町2247-1
川東	RC2F	1,209.05	7,229.74	S54.5.30 (H25.4.1)	高松市香川町川東上1865-13
東谷	RC2F	336.80	2842.76	S60.3.20	高松市香川町東谷873-3
塩江	RC2F	769.00 (支所2階部分)	6,156.37	S57.6.30	高松市塩江町安原下第2号1645
牟礼	RC2F	737.32 (センター1階部分)	6,521.30	H24.12.28	高松市牟礼町牟礼302-1

センター名	構造	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	建設年	所在地
庵治	RC2F	1,516.00 (1・2階部分)	3,009.64	S59.6.25	高松市庵治町888-1
浅野	RC2F	480.24	1,331.46	S57.3.20	高松市香川町浅野826-2
大町	RC1F	542.24	529.47	H10.3.25	高松市牟礼町大町1463-2
大野	RC2F	610.00	1,470.66	S58.3.31	高松市香川町大野1329-1
香南	RC1F	702.39 (支所1階部分)	4,854.24	H24.7.13	高松市香南町由佐1172
国分寺北部	RC2F	716.00	2,345.14	S48.3.1	高松市国分寺町新居1840-6
国分寺南部	RC2F	734.84	1,355.67	S49.3.31	高松市国分寺町福家甲 3106-3

※RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 SALC：鉄筋造軽量気泡コンクリート
パネル張

(4) 住民組織

地域住民によって自主的に組織されている自治会は、地域住民の福祉向上と地域発展のため、自主活動と市政への協力を行っており、住民の声を幅広く吸い上げ、市政をより円滑に推進するため、住民組織の育成強化を推進している。

ア 自治会の概要

(各年度4月1日現在)

区分	年度						
	2	3	4	5	6	7	
地区(校区) 連合自治会数	46	46	46	46	46	46	
単位自治会数	2,559	2,535	2,520	2,506	2,470	2,438	
加入世帯総数	102,814	100,939	99,223	96,679	93,936	90,361	
市総世帯数	188,859	187,524	188,397	189,653	191,209	192,790	
自治会世帯加入率(%)	54.44	53.83	52.67	50.98	49.13	46.87	

※ 市総世帯数は、推計人口による。

イ 自治会の主な活動

- (ア) 安全・安心なまちづくり 防犯活動 安全パトロール 防犯灯の設置・維持管理等
- (イ) 情報を共有するまちづくり 災害時の情報伝達 地域の広報誌等の配布 回覧板による情報提供等
- (ウ) きれいで快適なまちづくり 道路・公園等の清掃活動 ごみステーションの管理・清掃等
- (エ) ふれあいのあるまちづくり お祭り 運動会 文化祭等

ウ 自治会の法人化

自治会が保有する集会施設等の財産保全を図るため、自治会が「地縁による団体」として、市長の認可により法人格を持てるようになったことから、平成4年3月1日から認可申請の受付を実施しており、令和7年3月31日現在、471自治会が認可を受けている。

エ 自治会活動推進等

平成22年度から、11月を「自治会加入促進月間」と定め、加入や結成の促進に努めている。

しかし、昭和63年には89%であった本市の自治会加入率は、令和3年には53%となり、加入率の低下に

歯止めがかからない状況である。平成30年5月から高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会と本市で組織した「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」において、魅力ある自治会に近づくための方策等について議論を重ね、令和元年9月には最終報告書が取りまとめられた。その内容を踏まえた上で、新たな自治会再生支援策の実施に向けて制度の検討を行い、2年度からは、地域コミュニティ協議会や自治会の活動等に貢献している企業を表彰する地域グッドサポート企業表彰を実施している。また、4年度からは、自治会の運営や活動に関する相談等に対する助言やサポートを行うマイタウンアドバイザー・マイタウンサポートリーダー事業を実施しているほか、5年度には、マンション管理事業者との「自治会への加入促進に関する協定書」を締結、7年度からは単位自治会が新たに取り組む事業を支援する自治会チャレンジ事業を開始するなど、今後も新たな自治会再生支援事業を順次実施していく。また、自治会実態把握調査については、4年度及び5年度の2年間に限り実施した（5年度をもって廃止）。

(5) 防犯灯

高松市防犯灯新設等助成金交付規程に基づき、自治会が所有・管理している防犯灯の新設、移設、補修及び廃止工事並びに維持管理（電気料金）に要する経費の全額または一部を助成し、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、住みよいまちづくりの促進に努めている。

ア 防犯灯新設等助成

(7.4.1 現在)

区分		助成金額		助成基準
		連合自治会加入中の自治会	その他の自治会	
新設工事等	新設工事	工事費から自治会負担分20,000円を除いた額	なし(0円)	市長が指定した、LED防犯灯を、原則として既存の電柱に添架するとき
	移設工事	工事費の全額	なし(0円)	既設のLED防犯灯を次のいずれかにより移設するもの。 ① 電柱等が建替え・抜柱等となる ② 軒先が家屋解体等で使用不可能となる ③ 周辺30m以内に他の防犯灯に類する照明が設置されている ④ その他、市長が適当と認めるもの
	補修工事	工事費の全額	なし(0円)	既設のLED防犯灯を補修するもの。ただし、次のいずれかに該当する灯具は、防犯上及び道路形状等の理由からやむを得ない場合に限る。 ① 軒先に設置している ② 周辺30m以内に他の防犯灯に類する照明が設置されている
	廃止工事	工事費の全額	なし(0円)	既設のLED防犯灯を次のいずれかにより廃止するもの。 ① 不点灯となり、または灯具の耐用年数を経過し、やむを得ず廃止するもの ② その他、市長が適当と認めるもの
維持管理	電気料金	電気料金相当額	電気料金相当額	LED防犯灯のうち、市長が指定したもの
		LED防犯灯電気料金相当額	なし(0円)	上記以外の防犯灯及び水銀灯の電気料金

イ 防犯灯の補助状況(自治会所有)

(令和6年度)

区分	新設	移設	補修	防犯灯総数
灯数	94	30	35	30,191

(6) 自治会集会所

ア 自治会集会所改修等補助

高松市自治会集会所改修等補助規程に基づき、地域住民の活動拠点である自治会集会所の改修または増築に対して助成を行い、自治会活動の一層の促進を図っている。令和7年度から、自治会集会所の耐震

診断に対する補助制度を開始した。

なお、集会所の新築に対する補助は、令和3年度をもって廃止した。

(7.4.1 現在)

事業名	補助対象限度額	補助率
集会所の改修 (改造・修繕)	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を上乗せすることができる。)	50%以内
集会所の増築	200万円(ただし、安全設備の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を、浄化槽の整備を行う場合にあっては当該整備に要した額[その額が100万円を超える場合は、100万円]を上乗せすることができる。)	50%以内

(ア) 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた集会所の復旧工事を、被害を受けた日から1年以内に着手した場合、補助率は75%以内とする。

(イ) 次の要件を満たすもののうち、建物本体工事費、監理費、本体と一体となった設備等工事費のうち集会所として最低限必要なもの(水道・給排水・電気等)が補助対象となる。

- ・ 建物は、交付申請時に自治会が所有(自治会名義で登記)し、用途が自治会活動であること。
- ・ 用地は、自治会が所有しているか、今後の利用や工事について土地所有者の承諾を得ていること。
- ・ 事業の実施について自治会員の同意が得られていること。
- ・ 同時期に、集会所整備に係る国・県等からの補助等を受けていないこと(予定含む)。
- ・ 事業総額が50万円以上であること。

(ウ) 自治会集会所の整備状況(令和6年度)

- ・ 増築 0件
- ・ 改修 8件

(7.4.1 現在)

事業名	補助対象限度額	補助率
集会所の耐震診断	5万円	50%以内

(ア) 補助の要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された集会所に対する耐震診断であること。
- ・ 建物は交付申請時に、自治会が所有(自治会名義で登記)し、用途が自治会活動であること。
- ・ 用地は、自治会が所有しているか、今後の利用について土地所有者の承諾を得ていること。
- ・ 耐震診断の実施について自治会員の同意が得られていること。
- ・ 所定の講習を受けた耐震診断技術者が行うものであること。
- ・ 過去に補助金の交付を受けて耐震診断を実施していないこと。

(7) 安全で安心なまちづくりの推進

近年、特殊詐欺など犯罪が悪質化・巧妙化する中、犯罪等を未然に防止し、犯罪等を発生させない環境づくりの推進に向け、高松市安全で安心なまちづくり推進協議会を中核として施策・事業の推進を図るとともに、高松市防犯協会などとも連携して地域コミュニティが実施する防犯パトロール等の防犯活動に対し、支援を実施している。

また、犯罪被害者等に対する経済的支援をはじめとする各施策を推進するために、高松市犯罪被害者等支援条例を制定した（令和7年4月1日施行）。

3 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの構築

本市では、これまで「地域みずからのまちづくり」を都市づくりの目標に掲げ、地域自らの自己決定と自己責任を基本に、行政と共に考え、行動する中で、主体的にまちづくりを進める地域コミュニティの構築に努めてきた。平成17年度末では、旧高松市域における全35地区で地域コミュニティ協議会が結成され、合併町においても、18年度末で2地区、19年度末で3地区に、20年度中に4地区で地域コミュニティ協議会が結成され、高松市内全域44地区において地域コミュニティ協議会が構築された。

(2) 地域コミュニティ支援事業

ア 地域まちづくり交付金事業

地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働による地域自らのまちづくりを推進するため、地域コミュニティ協議会に対して、地域の各種事業・団体に交付される補助金を一元化して交付する。

主体的・積極的なまちづくりの促進とコミュニティ活動を担保するための新たな財源とし、使途について地域に裁量権を付与することで、「地域みずからのまちづくり」の機運を醸成し、地域の自立を促進するものである。

また、平成26年度には、交付算定基準を変更するとともに、敬老会事業の在宅者分事業費を一元化した。さらに、29年度には、コミュニティプランに基づき、地域独自の課題解決を行うための新規事業を支援するため、28年度をもって廃止したゆめづくり推進事業を発展的に継承した「課題解決応援加算（通称：コミュニティGO）」を創設した。

なお、令和6年度から、第7次高松市総合計画の策定に合わせて「デジタルトランスフォーメーション」、「協働」に重点を置いた事業を推進するため、新たに「デジタル活用」、「組織強化」の加算事業を創設した。加算の限度額は「10万円」、事業開始年度から3年に限る。

イ 地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金

平成23年度をもって地域推進員の配置を終了したこと、及び事務局事務の増加に伴い、各地域コミュニティ協議会のセンター職員等の業務過多が生じている状況を踏まえ、各地域コミュニティ協議会において、コミュニティセンターの管理業務と事務局事務の適切な役割分担の上、事務局体制の強化を図るため、24年4月に「高松市地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金」を創設した。

また、その後の地域まちづくり活動の活発化に伴い、28年度から補助対象の拡大を行った。

なお、令和6年度からコミュニティセンターをコミュニティ協議会が取り組むまちづくりの拠点として位置づけたことにより、常勤職員人件費を一元化するため、同補助金を廃止し、地域まちづくり交付金より支出している。

ウ 地域コミュニティ人材養成事業

市民の自主的な地域活動への参加による自立と連帯に根ざした地域社会の形成に向けて、地域コミュニティの役割、必要性、活動方法等を理解し、その成果を地域で実践するリーダー的人材を養成するため、各地域コミュニティ協議会からの推薦者と関係行政職員を対象に、研修、講演会を実施している。

エ 市政出前ふれあいトークの活用

地域コミュニティの概要や地域コミュニティづくりの本市の支援策等について、職員などが地域へ出

向き説明する。

オ 指定管理者制度の導入

地域における生涯学習の活動拠点としての機能を維持しつつ、自助・共助・公助の考えの下、市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進めるための活動拠点とするため、旧高松市域において、平成18年度から、地区公民館をコミュニティセンターに移行し、所管が教育委員会から市長部局に移管されたほか、平成19年度から指定管理者制度を導入し、各地域コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

また、合併地区においては、20年度には香川町の川東校区及び東谷地区の2公民館を、21年度には塩江地区、庵治地区及び香川町浅野校区の3公民館を、22年度には牟礼地区大町、香川町大野地区、香南地区、国分寺北部校区及び国分寺南部校区の5公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、指定管理制度を導入し、当該地区の地域コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

4 人権啓発

同和对策事業特別措置法の施行(昭和44年7月)を機に、本市における同和对策を積極的に推進するための執行体制を整え、計画的な事業実施を図ってきたが、最後の特別法である、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が、平成14年3月末に失効した。

特別対策から一般対策への移行という基本姿勢に立って、同和問題解決に取り組むとともに、総合的な人権啓発・人権教育に関する施策を極的に推進する。

昭和	45年1月	高松市同和对策長期計画策定
	3月	市内4地区の実態調査(四国学院大学に委託)
	4月	厚生部に同和对策課新設
	5月	庁内連絡機関設置(高松市同和对策連絡協議会)
	52年4月	土木部に住宅地区改良課新設
	53年11月	同和对策事業特別措置法の一部改正(57年3月まで法延長される)
	54年5月	高松市同和对策本部設置(高松市同和对策連絡協議会を改組)
	6月	教育委員会に同和教育課新設
	12月	高松市人権擁護対策本部設置
	55年2月	市内4地区の実態調査
	57年4月	地域改善対策特別措置法施行
	59年3月	市内4地区の実態調査
	60年3月	同和問題に関する意識調査
	5月	土木部住宅地区改良課を廃止し、住宅課に統合
	7月	部落解放基本法(仮称)制定高松市推進本部設置
	62年4月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
平成	2年11月	市内4地区の実態調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
	12月	同和問題に関する意識調査(香川県同和問題実態調査推進委員会による)
	4年3月	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(9年3月まで法延長される)

- 5年3月 人権尊重都市を宣言
- 6月 市内4地区及び市の概況調査(総務庁による)
- 11月 市内4地区の生活実態調査及び意識調査(総務庁及び香川県同和地区実態把握等調査委員会による)
- 7年9月 高松市人権擁護に関する条例を制定
- 7年12月 同和問題に関する意識調査(香川県)
- 9年3月 人権擁護施策推進法施行
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(14年3月まで再延長される)
- 7月 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定
- 11年3月 「人権教育のための国連10年」に関する香川県行動計画策定
- 12年3月 「人権教育のための国連10年」に関する高松市行動指針策定
- 11月 市内4地区の生活実態調査(香川県同和地区実態把握調査実行委員会)
- 12月 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定
同和問題に関する意識調査(香川県)
- 13年11月 高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(翌年1月まで4回開催)
- 14年1月 高松市同和施策の在り方検討委員会意見具申
- 3月 人権教育・啓発に関する基本計画策定(国)
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効
- 4月 「同和対策課」、「同和教育課」を廃止し、新たに「人権啓発課」、「人権教育課」を設置
- 15年12月 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」策定
- 16年4月 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」策定
- 12月末 「人権教育のための国連10年」の取組期間終了
- 17年1月 高松市人権擁護対策本部及び部落解放基本法(仮称)制定高松市推進本部を廃止
高松市同和対策本部を高松市人権教育・啓発推進本部に改称
- 7月 高松市同和施策の在り方検討委員会の開催(10月まで4回開催)
- 11月 高松市同和施策の在り方検討委員会「今後の同和施策事業の在り方について」報告
- 19年8月 人権に関する市民意識調査の実施
- 21年1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
- 24年4月 隣保・児童館から文化センターへ名称変更
- 8月 人権に関する市民意識調査の実施
- 26年1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
- 27年3月 高松市人権施策推進懇談会設置
- 28年3月 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」見直し

- 12月 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
- 29年8月 人権に関する市民意識調査の実施
- 31年1月 隣保館利用状況調査の実施(香川県)
- 令和 4年8月 人権に関する市民意識調査の実施
- 6年4月 「人権啓発課」に「男女共同参画・協働推進課」所管の男女共同参画係の業務を移管し「人権・男女共同参画推進課」を設置

(1) 施設一覧

施設名	所在地	敷地	建物	開設年月日
田村文化センター	田村町 662 番地 1	7,866.62 m ² うちグラウンド 5,248.85 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建 733.27 m ²	隣保館 S41.4.1 児童館 S56.8.1
上天神文化センター	上天神町 152 番地 1	3,004.80 m ² うちグラウンド 2,177.29 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 594.85 m ²	隣保館 S36.5.1 児童館 S59.7.1
中川文化センター	前田東町 860 番地 3	3,589.48 m ² うちグラウンド 2,244.00 m ²	鉄筋コンクリート・鉄 骨ブロック造 平屋建 387.76 m ²	隣保館 S47.4.1 児童館 S58.8.1
中原文化センター	池田町 391 番地 7	2,268.66 m ² うちグラウンド 1,243.30 m ²	鉄筋コンクリート・鉄 骨ブロック造 平屋建 358.95 m ²	隣保館 S48.4.1 児童館 S59.7.1
国分寺文化センター	国分寺町新居 1423 番地 1	1,040.61 m ² (集会場兼)	鉄筋コンクリート造 平屋建 487.36 m ²	隣保館 S55.4.1 児童館 S59.4.1
吉光文化センター	香南町由佐 629 番地	1,139.08 m ² (集会場兼)	鉄骨ブロック造 平屋建 629.66 m ²	隣保館 S54.4.1 児童館 S62.12.1

(2) 利用状況 (延べ人数)

(単位：人)

施設名		年度	3	4	5	6
田村文化センター	隣保館		10,317	15,489	22,713	21,131
	児童館		13,815	15,489	22,713	7,389
上天神文化センター	隣保館		2,741	4,468	4,163	4,394
	児童館		1,609	1,901	2,565	2,911
中川文化センター	隣保館		3,328	3,002	4,836	7,241
	児童館		2,803	2,848	2,498	4,257
中原文化センター	隣保館		2,885	5,479	5,840	6,061
	児童館		859	1,637	1,159	1,466
国分寺文化センター	隣保館		1,682	7,175	6,860	7,434
	児童館		2,276	5,622	6,860	7,434
吉光文化センター	隣保館		2,552	3,711	4,281	3,474
	児童館		2,827	3,615	3,481	3,175
合計	隣保館		23,505	39,324	48,693	49,735
	児童館		24,189	31,112	39,276	26,632

(3) 人権啓発事業

ア 各種講座、講演会等の開催

人権・同和問題指導者研修講座、企業等での人権・同和問題講演会等

イ 人権フェスティバルの開催

地域に根差した総合的な人権啓発事業として、6月1日の人権擁護委員の日の前後にさぬきこどもの国において開催

ウ ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発事業

ハンセン病を正しく理解するパネル・作品展、講演会の開催、現地学習会の実施等

エ L G B T啓発推進事業

講演会、研修会の開催、人権フェスティバル内でのパネル展の実施等

啓発パンフレット、ポスターの作成・配布等

オ 人権週間等における啓発事業

スマイルフェスティバル i n たかまつの開催、啓発ポスター等の配布、人権啓発作品展の開催協力等

人権・男女共同参画推進課内に「啓発コーナー」を設置し、啓発ポスターの掲示、各文化センターの行事等の紹介、また、高松市公式 F a c e b o o k を活用しての各種講演会の案内、イベント情報の掲載等

カ 地域における人権啓発推進事業

各地区の地域コミュニティ協議会から人権教育・啓発のリーダーとなり得る人材の選任を受け、「人権啓発推進員」養成講座を実施し、地域における人権啓発活動を推進する。

キ 各種啓発資料の作成、配布

(4) 人権擁護委員

市内在住の人権擁護委員(令和7年6月1日現在、37人)が人権啓発に努めるとともに、人権問題の相談に応じている。

5 男女共同参画

男女共同参画社会の実現を目指し、令和4年3月に策定した「第5次たかまつ男女共同参画プラン」に基づき、各局が横断的に全庁体制で、男女共同参画施策を総合的かつ効果的、計画的に推進している。また、男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けた市民活動拠点である高松市女性センター（平成7年8月1日開館）は、18年4月1日から名称を高松市男女共同参画センターに変更するとともに指定管理者制度を導入し、高松市男女共同参画センター登録団体ネットワークが、管理運営を行っていたが、19年11月にNPO法人格を取得して改称した特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、引き続き管理運営を行っている。20年度には事務の移管を行い、企画課（現在の政策課）に男女共同参画推進室を設置、機構改革により、30年度には、男女共同参画・協働推進課、令和6年度には、人権・男女共同参画推進課となった。

また、平成28年11月に、新設された「こども未来館」を中心とする複合施設、愛称「たかまつミライエ」6階に、世代間交流できる施設として男女共同参画センターを移転整備した。

(1) 男女共同参画行政の総合調整と推進

高松市男女共同参画推進本部の下、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進している。

ア 第5次たかまつ男女共同参画プランの推進

第5次たかまつ男女共同参画プランを推進するとともに、計画の推進状況を把握し、進行管理を行う。

(ア) 基本理念「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」

(イ) 基本目標

- ①男女が共に理解し合う社会づくり
- ②男女が共に活躍する社会づくり
- ③男女が共に安心できる社会づくり

(ウ) 計画期間 令和4年度～令和8年度

イ 男女共同参画週間事業

男女共同参画都市宣言（平成9年12月18日）の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、関係機関や関係団体と連携・協力し、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動の一環として、期間中、女性弁護士による啓発講座を開催するほか、男女共同参画に関するパネル展の実施、啓発グッズの配布など、各種行事を行い、市民意識の高揚と啓発活動に取り組む。

ウ 高松市女性団体連絡協議会の活動支援

女性の人権や社会的地位の向上を目指して、相互理解の下にネットワークを形成し、女性を取り巻く諸環境の変化に対応した各種事業を行うことで、男女共同参画の視点から、地域社会の発展に寄与することを目的とし、自主的に組織した女性団体（地区婦人会等）の集まりである高松市女性団体連絡協議会の活動を支援する。

(2) 男女共同参画センターの概要

ア 開館 平成7年8月1日（18年4月1日女性センターから名称変更）

イ 所在地 高松市松島町一丁目15番1号 愛称「たかまつミライエ」6階（28年11月移転）

ウ 施設内容 学習研修室、託児室・授乳室、ミーティングスペース、ふれあい交流サロン、相談室

エ 開館時間 平日 9:00～21:00 土・日曜日・祝日 9:00～17:00

オ 休 館 日 毎週火曜日、年末年始（12/29～1/3）

(3) 男女共同参画センターの管理運営

男女共同参画センターの設置目的を踏まえ、市政への市民参画を推進するため、平成18年4月1日に指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、市民自らの主体的な管理運営を行っている。

特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット（11年6月設立時の名称は高松市女性センター登録団体ネットワーク）は、男女共同参画センターの登録団体が互いに交流し情報交換を行い、それぞれの活動を一層活発にするとともに、男女共同参画センターの事業運営に積極的に関わることにより、女性の自立と社会参画を促進するために設立された組織である。

28年11月に錦町から松島町の「たかまつミライエ」6階の施設に移転することから、指定管理者を改めて公募した結果、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが選定された。令和3年4月1日からも引き続き同法人が管理運営を行っている。

ア 施設管理運営事業

(ア) 男女共同参画センター会議室利用状況

年度	利用者数（人）	1日平均（人）	利用件数（件）	利用率（％）
2	5,316	18.7	406	46.2
3	4,294	19.3	334	49.9
4	5,940	19.3	490	53.0
5	6,470	20.9	451	48.7
6	6,729	21.8	432	46.8

(イ) 男女共同参画センター利用団体の登録と拡充

女性の自立と社会参画を促進し、男女平等と男女共同参画社会の実現のため、具体的な活動を行っている市民団体を男女共同参画センター登録団体とするとともに、交流・情報交換ができるよう支援し、その拡充を図る。

登録団体・グループ数 57団体（令和7年3月31日現在）

イ 男女共同参画センター事業

(ア) 学習・研修事業

各種セミナー、講座等の学習・研修活動を通して主体的な問題解決や男女共同参画推進のための能力を養成する。

(イ) 相談事業

女性が生きていく中でかかわる、様々な問題に対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう、各分野の専門職員及びカウンセラーが相談に応じ、援助を行う。また、援助されるだけでなく、相互に情報交換し、持てる力を再発見して、協働していく主体としての関係をつなぐ場として、サポートグループの立ち上げ、運営を支援する。

(ウ) 情報収集・提供事業

男女共同参画関連の図書、DVD、情報誌等の収集及び閲覧、貸出し、また、パソコン機器等による情報提供を行う。

(エ) 活動・交流事業

グループや個人の活動、相互交流・ネットワークづくりの支援などにより、男女共同参画社会づくり

の輪を広げる。

(4) 男女共同参画市民フェスティバル

男女共同参画社会の実現を目指し、男女共生意識を醸成するとともに、市内を中心に活動する団体・グループ相互の交流とネットワークの拡充を図るため、広く参加希望市民・団体を募り、実行委員会を組織し、講演会、パネル展、ワークショップ等を開催する。

6 ユニバーサルデザインの推進

年齢、性別、身体的能力等の違いにかかわらず、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計する、「ユニバーサルデザイン」の考え方を本市の様々な施策に取り入れるとともに、市民や民間団体等にその考え方の浸透を図るなど、ユニバーサルデザインの推進に全庁的かつ総合的に取り組むため、平成24年4月に政策課にユニバーサルデザイン推進室を設置した。その後、機構改革により、令和4年度にはユニバーサルデザイン推進室は廃止され、事務は、男女共同参画・協働推進課の所管に、6年度には、人権・男女共同参画推進課の所管となった。

(1) 高松市ユニバーサルデザイン基本指針

ユニバーサルデザイン社会の実現を目指し、様々な主体が協働して取り組むことができるよう、その考え方や方向性について明らかにした「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」を策定するため、平成24年度は、参考意見の募集、高松市ユニバーサルデザイン基本指針策定懇談会及び庁内検討委員会を開催し、意見聴取を行った。

25年4月には、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針（案）」について、パブリックコメントを実施し、5月に基本指針を策定した。

(2) 推進状況

平成26年3月に、本市職員向けの「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定したほか、11月に本庁舎窓口等の改修時の指針となる「高松市窓口等レイアウト及び案内表示に関する標準書」を策定し、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

また、市民への普及・啓発のため、25年8月にユニバーサルデザインフェアを実施し、26年度からユニバーサルデザイン展として実施しているほか、30年度には、ユニバーサルデザイン啓発映像を作成し、令和2年3月に、小学3年生を対象とした啓発用パンフレットを改定した。

平成29年12月に共生社会ホストタウンに登録されたことを契機として、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成市町と連携し、「たかまつユニバーサルデザインマップ」の運用など、ユニバーサルデザインのまちづくりの機運の醸成や、さらなる推進に向け取り組んでいる。

7 平和啓発

(1) 平和記念館の整備

戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるとともに、平和を願う市民の心を継承していく施設として、高松空襲後50年の平成7年7月4日に開館した平和記念室は、設置していた市民文化センターの廃止に伴い、24年3月11日に閉館したが、「高松市こども未来館」の整備にあわせ、同施設内に男女共同参画センターとともに、新たに「高松市平和記念館」として整備し、28年11月23日に開館した。

(2) 平和啓発事業(令和6年度実績)

ア 平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭

イ 高松空襲写真展

- ウ 高松市戦争遺品展
- エ 教職員のための平和教育講演会
- オ 原爆パネル展（高松市平和を願う市民団体協議会と共催）
- カ 小中学校での平和講演会
- キ 収蔵品巡回展

(3) 戦争遺品等収集状況(令和6年度実績)

収集資料数 26点

8 交通安全対策

(1) 沿革

昭和	37年2月	交通安全都市を宣言
	37年3月	交通安全都市の実現を目指し、高松市交通安全都市推進協議会を発足
	46年5月	交通安全対策基本法及び高松市交通安全対策会議条例に基づき、高松市交通安全対策会議を設置
	56年2月	各校区（地区）の交通安全母の会からなる高松市交通安全母の会連絡協議会が発足。現在は、35校区（地区）で結成され、「交通安全は家庭から」を合言葉に、家庭はもとより、地域ぐるみの交通安全活動を展開
	57年3月	高松市自転車等の適正な利用に関する条例公布（10月1日施行）
平成	11年4月	交通安全都市の実現を図ることを目的として高松市交通マナーアップモデル地区の指定事業を開始
	15年8月	暴走族等追放重点地区の指定を受け、高松市暴走族等対策協議会を設立
	20年1月	交通事故防止のPRに役立てるため、交通安全シンボルキャラクターのデザインとネーミングを募集し、高松市交通安全シンボルキャラクター「まもりーぶちゃん」を決定
	20年4月	小学校4年生を対象とする自転車安全教育の中に、学科、テスト、危険予測、技能練の項目を加え、講習を終えた後に、参加児童に「自転車安全運転免許証」を発行する事業を開始
	22年4月	高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者運転免許証返納促進事業を開始
	27年2月	交通死亡事故に歯止めがかからない状況を踏まえ、2月10日に高松市交通死亡事故多発非常事態宣言を発信

(2) 令和6年度における交通安全運動推進状況

ア	春の全国交通安全運動	4月6日～15日
イ	秋の全国交通安全運動	9月21日～30日
ウ	年末・年始の交通安全運動	12月10日～1月10日
エ	高齢者の交通安全日	毎月5日
オ	自転車の交通安全日	毎月15日
カ	市民の交通安全日	毎月20日

- キ 交通安全対策会議…………… 1回
- ク 交通安全都市推進協議会…………… 2回
- ケ 交通安全母の会連絡協議会…………… 8回
- コ 高松市交通マナーアップモデル地区指定…………… 築地地区、鶴尾校区

(3) 交通安全活動状況

道路交通環境の整備として道路整備、交通安全施設の設置、効果的な交通規制などが進められる一方、年間を通して交通事故が多発し、交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

令和6年度の交通安全活動は、本市の推進重点を前年度に引き続き「防ごう！高齢者の交通事故」とし、関係機関・団体と協力して交通安全に関する講習会を開催したほか、広報車による広報活動及び市施設内のデジタルサイネージ、インターネット等を利用した啓発活動を実施した。

また、小学校4年生を対象に自転車安全運転免許証事業を実施したほか、校区（地区）交通安全母の会等を活動主体として、街頭キャンペーン等を実施した。

ア 交通安全指導者研修会

- (ア) 校区（地区）交通安全母の会 (イ) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校交通安全担当者
- (ウ) 校区（地区）コミュニティ協議会交通安全担当者 (エ) 高齢者交通指導員

イ 交通安全教室の開催

- (ア) 保育所・幼稚園・認定こども園 138回 (イ) 小学校 125回
- (ウ) 特別支援学校 4回 (エ) 高齢者 447回
- (オ) その他（施設） 4回 (カ) 市政出前ふれあいトーク 5回

ウ 街頭キャンペーン（交通安全母の会等協力）

エ 広報活動 各種広報媒体や広報車を活用して広報活動を行った。

(4) 交通安全資材の配布

ア 学校関係資材

鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いたオルハンカチ、交通安全絵本、横断旗

イ 街頭指導用資材

指導旗

(5) 交通事故発生状況

年次	事故件数 (件)	傷者 (人)	死者 (人)	死者のうち 高齢者 (人)	人口10万人当たりの 死者数 (人)
2	2,051	2,473	18	15	4.30
3	1,737	2,111	10	5	2.40
4	1,575	1,858	15	13	3.61
5	1,462	1,785	12	7	2.90
6	1,564	1,894	9	5	2.19

(6) 高齢者運転免許証返納促進事業

高齢者の交通事故防止の観点から、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、高松市の住民基本台帳に記載された65歳以上の人のうち、平成22年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人に対して、5千円分のことでんイルカカードを交付することとした。

また、26年7月1日から金額を1万円に増額するとともに、J Rイコカードも選択できるようにしたほか、29年1月30日からは4か所の総合センターで、30年5月からは市民サービスセンター、令和4年3月からは仏生山総合センター、5年4月から山田総合センターでも交付受付を開始した。

また、3年1月から、タクシー現金チケットも選択できるようにするとともに、郵送による申込み受付を開始したほか、4年4月からは事業の対象者の年齢を70歳以上に引き上げた。

令和6年度 交付状況 (単位：人)

交付者数	内訳	
1,473	ことでんイルカカード	328
	J Rイコカード	163
	タクシー現金チケット	982

9 消費生活

最近の消費者を取り巻く社会環境は、長期に渡る円安や、人件費の上昇等により、様々な物の値段が次々と高騰するなど、市民の生活に最も影響のある消費生活は大変な状況が続いている。消費者取引の面でも、これまでの架空請求・不当請求に変わって投資勧誘が増えるなど、特にインターネットを利用した取引が急増し、それに伴う消費者トラブルも複雑化・多様化してきている。

このような状況の中、消費者意識の啓発、消費者保護の充実、消費者団体の育成など、消費者の立場に立った総合的な消費者行政の推進に取り組んでいる。

また、平成21年度から消費生活センターの機能強化、消費生活相談員のレベルアップ、消費者教育・啓発の活性化及び23年度から消費者行政一元化に応じた相談体制の強化を図るため、消費者行政活性化事業に集中的に取り組んでいる。

27年度には消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるため、高松市消費生活センター条例を制定した（28年4月1日施行）。

さらに、30年度からは、「高松市地域で支えあう見守り活動」を消費者安全法に定める消費者安全確保地域協議会と位置づけ、民生委員、事業者、警察等と連携し、消費者被害の未然防止に取り組んでいる。

(1) 消費者啓発事業

自立した賢い消費者を育成し、安全で快適な消費生活を実現するため、「消費者ウイーク」や「暮らしをみなおす市民のつどい」を5月に開催するほか、小学校5年生から高校3年生までを対象にした消費生活教育出前講座の実施、身近で具体的なテーマを参加型で学習する消費者教室の開催など、幅広く消費者啓発に努めている。

(2) 消費者保護事業

複雑・多様化、広域化する消費者被害に対処するため、平成23年度から専門の消費生活相談員を1名増員し、計4名による相談体制の充実を図るとともに、国民生活センターから各種情報を収集できる全国消費生活情報ネットワークシステムを導入し、消費者の立場に立った消費生活相談を実施している。

高松市消費生活相談利用状況

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
苦情等	1,852	1,501	1,753	2,004	2,190
問い合わせ	192	218	259	317	324
合計	2,044	1,719	2,012	2,321	2,514

(3) 消費者団体育成事業

消費者意識の高揚と消費生活の安定向上を推進するため、消費者団体の育成と活動の支援に努めている。

(4) 計量検査事業

本市は平成13年4月1日から計量法上の特定市に移行し、計量器の検査業務、適正計量に関する広報普及活動等を行い、適正な計量の確保に努めている。

ア 定期検査

計量法により、取引・証明に使用するはかり、分銅等の特定計量器は2年に一度の定期検査の受検が義務づけられている。

秤量500kg以下の特定計量器について、市内を2地区に分けて、各コミュニティセンター等を会場として集合場所検査を行っており、令和6年度は、A地区（主に高松市内を東西に分割した国分寺町を除く西半分の地域と塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町）において実施している。

また、市内全域の秤量500kgを超える特定計量器について、その所在場所で検査を実施している。

(6年度)

検査方法等	検査戸数	検査個数	不合格個数
集合場所検査（市内A地区）	566	1,102	20
所在場所検査（市内全域の秤量500kg超の特定計量器）	0	0	0
持込検査	6	6	0
合計	572	1,108	20

※ 定期検査に代わる計量士による検査分は除く。

イ 立入検査

適正な計量の確保を目的として、事業者への立入検査を実施し、不適正事業者に対しては、指導を行うとともに、状況に応じて措置を講じている。

(ア) 商品量目立入検査

消費者保護を目的として、前期と後期に、商品を計量し、詰込・販売を行う製造事業者・量販店等に立ち入り、商品の内容量等について検査を行っている。

(イ) 特定計量器立入検査

燃料油メーター等の検定有効期間付き特定計量器について、販売事業所等に立ち入り、その使用状況等について検査を行っている。

(ウ) 計量関係事業者立入検査

計量証明事業者、届出修理事業者等の計量関係事業者を対象に、計量法で定める事業規程及び検査規則の遵守状況と検査設備等について立入検査を行っている。

(エ) 普及・啓発事業

消費者の計量意識を高め、適正計量の普及を図るため、消費者代表の参加による計量教室・商品内容量テストの開催、計量に関する展示等を行う計量展の開催などを行っている。

また、日常使用されるキッチンスケール・ヘルスマーター等の家庭用計量器について、依頼に応じて精度確認を行っている。

(6年度)

精度確認	家庭用計量器等
	質量計等
検査個数	66
不合格数	0

10 葬斎業務

(1) 斎場

ア 斎場公園（高松市福岡町四丁目35番41号）

- (ア) 開設 平成4年4月
- (イ) 敷地面積 12,516.72㎡
- (ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、4,299.67㎡
- (エ) 施設内容
 - a 火葬部門（火葬炉11基（大型炉）・汚物炉1基・エントランスホール1・告別室3・収骨室2・霊安室1・事務室1・会議室1等、火葬用燃料（天然ガス）
 - b 式場部門（式場1・斎場ホール1・控室3等）
 - c 待合部門（待合室5（和室3・洋室2）・待合ホール1・身障者用便所1等）
 - d その他（第1駐車場：普通車41台（うち身障者・妊婦用1台）・バス3台・駐輪場、第2駐車場：普通車20台・バス2台）

イ 牟礼斎場（高松市牟礼町原2260番地2）

- (ア) 開設 昭和53年4月・平成15年3月増築
- (イ) 敷地面積 17,426㎡
- (ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部非木造・延床面積、626.34㎡
- (エ) 施設内容
 - a 火葬部門（火葬炉3基（大型炉1基・標準炉2基）、火葬用燃料（白灯油）
 - b 式場部門（式場2・告別ホール1・待合室2・身障者用便所1等）
 - c その他（駐車場：普通車75台）

ウ 庵治斎場（高松市庵治町1391番地1）

- (ア) 開設 平成8年12月（改築）
- (イ) 敷地面積 1,262.45㎡
- (ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建式場部門2階・延床面積、653.58㎡
- (エ) 施設内容
 - a 火葬部門（火葬炉2基（大型炉）・待合室1・身障者用便所1等、火葬用燃料（白灯油）
 - b 式場部門（式場1・待合室2等）
 - c その他（駐車場：普通車20台）

エ やすらぎ苑（高松市香川町川内原2200番地）

- (ア) 開設 平成7年11月

(イ) 敷地面積 13,098.37㎡

(ウ) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階・延床面積、1,765.54㎡

(エ) 施設内容

a 火葬部門 (火葬炉5基 (大型炉)・動物炉1基・告別室2・収骨室2・霊安室1等、火葬用燃料 (白灯油))

b 式場部門 (式場1・斎場ホール1・待合室2・身障者用便所1等)

c 待合部門 (待合室3 (和室)・待合ホール1・事務室1・会議室1・身障者用便所1等)

d その他 (駐車場:普通車78台・バス5台)

(オ) 指定管理 平成20年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和5年4月1日からは引き続き(株)五輪が管理運営を行っている。

オ 斎場使用状況

(ア) 人体火葬件数

(単位:体)

施設	年度	2	3	4	5	6						
						市内			市外			合計
						大人	小人	死産児	大人	小人	死産児	
斎場公園	4,084	4,289	4,847	4,556	4,780	14	33	51	0	1	4,879	
牟礼斎場	17	15	13	12	2	0	0	0	0	0	2	
庵治斎場	39	49	65	56	39	0	0	0	0	0	39	
やすらぎ苑	343	351	379	461	453	1	5	5	0	0	464	
合計	4,483	4,704	5,304	5,085	5,274	15	38	56	0	1	5,384	

(イ) 動物炉火葬件数 (やすらぎ苑)

(単位:頭 (匹))

年度	2	3	4	5	6
件数	655	734	736	698	674

(ウ) 斎場公園式場使用件数

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
件数	0	0	5	3	0

カ 使用料

(ケ) 火葬施設利用料

区分		単位	使用料			
			市内		市外	
死体	大人 (12歳以上)	1体	20,000円		70,000円	
	小人 (12歳未満)	1体	10,000円		35,000円	
死産児		1胎	5,000円		20,000円	
手術等肢体		1人につき	5,500円		22,000円	
その他 (産汚物、臓器等)		1件	2,750円		11,000円	
動物炉 (やすらぎ苑のみ)		犬猫等1頭 (1匹)	収骨する場合	15,700円	収骨する場合	36,660円
			収骨しない場合	10,470円	収骨しない場合	31,410円

※ 市民の火葬施設使用料は、昭和50年度から無料としていたが、平成17年7月1日に有料化し、「市外」に該当するときの料金は引上げた。また、区分の「手術等肢体」、「その他（産汚物、臓器等）」及び「動物炉」については、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に使用料を改定した。

(イ) 式場使用料（斎場公園）

施設名	使用単位	使用料（単位当たり）	
式場	午前（午前9時から正午まで）	市内	33,000円
	午後（午後0時30分から午後3時30分まで）	市外	66,000円

※ 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に式場使用料を改定した。

(2) 高松市斎場等運営懇談会

市民葬儀の円滑な運営を図るため、昭和49年に市民葬儀運営協議会を設置したが、斎場及び市民葬儀の運営に関し、広く市民の意見を聞くため、平成24年4月に同協議会を廃止し、新たに高松市斎場等運営懇談会を設置した。

(3) 簡易火葬場

従来からある簡易火葬場は、老朽化が進み、近年使用されていないが、地元からの要望があるときは、施設改修補助金を措置し、改修を行うこととしている。

(4) 福岡会館・木太北部会館

両館は、市民福祉の向上を目的として設置されたレクリエーション・集会等多目的に市民が利用することのできる施設で、福岡会館は平成4年8月1日に、木太北部会館は5年8月1日にそれぞれ開館した。このうち、木太北部会館については、19年4月1日に指定管理者制度を導入し、令和3年4月1日からは引き続き木太地区コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

11 墓 地

(1) 墓地の状況

高松市内の市営墓地・地元管理墓地及び寺院墓地は、合計で413か所である。そのうち、市が直接管理している市営墓地は、合併によって増加した17か所を含めて28か所となっている。

また、都市計画墓園として、平和公園及び六ッ目公園の2か所を管理している。

(2) 市営墓地

(7.4.1 現在)

墓地名称	総面積 (㎡)	墓地名称	総面積 (㎡)
高松市摺鉢谷墓地	9,262	高松市鏡田墓地	1,466
〃 宮脇町姥ヶ池墓地	22,417	〃 丹僧墓地	1,249
〃 姥ヶ池西墓地	846	〃 浜三味墓地	2,481
〃 姥ヶ池東墓地	16,347	〃 鋸ノ鼻墓地	735
〃 紫雲墓地	4,806	〃 西林寺墓地	306
〃 峰山墓地	21,929	〃 岡ノ山墓地	3,008
〃 本門院墓地	1,652	〃 田井墓地	922
〃 柳三味北墓地	368	〃 松井谷墓地	16,199
〃 柳三味墓地	430	〃 久通墓地	4,371
〃 楠川墓地	2,217	〃 北村共同墓地	10,952
〃 沖松島墓地	1,804	〃 浅野墓地公園	7,401.84
〃 焼野墓地	700	〃 新居大谷公園墓地	2,616.69
〃 北三味墓地	1,464	〃 川西公園墓地	17,780.31
〃 南三味墓地	982	合計	155,774.84
〃 焼背ヶ原墓地	1,063		

(3) 墓園

ア 平和公園

平和公園は、市の中心部から南へ約9.5km、三郎池の東南に位置し、市街地及び瀬戸内海を見下ろす景勝の地において、従来の墓地イメージとは異なり、市民誰もが気軽に訪れることのできる墓園のほか、市民憩の家・自然遊歩道・休憩所等の諸施設を設けた公園墓地として建設された。

約20.7haの敷地において、都市計画墓園として昭和46年度から建設を進め、49年6月以降、順次、貸出しを行っている。

墓所の整備は、旧高松市における市営墓地の整備状況等を見極めながら、造成済み箇所に限り行うこととし、直近では平成28年度に239区画を整備した。

また、新たな墓地の在り方として、16年度に合葬式墓地を整備し、17年6月から貸出しを行っている。その後においては、墓地需要に応じて、納骨壇を増設しており、令和7年度から、新たな合葬式墓地の整備に着手している。

また、平和公園管理事務所の老朽化に伴い、平成30年度に隣接地において管理事務所の改築整備を行ったほか、令和2年度に屋外トイレ改築整備を完了した。

(ア) 墓所の整備及び貸出し状況

(7.4.1 現在 単位：区画)

区分	4㎡	6㎡	合計
整備区画数	5,575	736	6,311
貸出し区画数	5,188	661	5,849
残数	387	75	462

※ 他に、公共事業に伴う墓地の移転用地として、130区画（4㎡換算）の墓所の整備を完了し、95.5区画（4㎡換算）の貸出しを行っている。

(イ) 使用料・手数料

(7.4.1 現在)

墓所の面積 (㎡)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	400,000	11,000 (550円×4㎡×5年)
6	600,000	16,500 (550円×6㎡×5年)
8	800,000	22,000 (550円×8㎡×5年)

※ 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、令和元年10月1日に清掃手数料を改定した。

(ウ) 合葬式墓地貸出し状況

(7.4.1 現在 単位：壇)

区分	1体用(人数)	2体用(人数)	合計
納骨壇	540(540)	470(940)	1,010(1,480)
貸出し数	532(532)	447(894)	979(1,426)
残数	8(8)	23(46)	31(54)

※ 令和6年度、2体用50壇増設し、7月1日から貸出しを開始した。

(エ) 合葬式墓地使用料

(7.4.1 現在)

納骨壇	使用料 (円)
1体用	100,000
2体用	200,000

イ 六ッ目公園

国分寺町の六ッ目山裾部の静寂な環境に建設された六ッ目公園は、緑豊かな自然に囲まれ、故人の安らかな眠りの場となる墓園で、市民の憩いの場として遊歩道・展望所を併設している。

平成16年5月1日に貸出しを開始したが、当初整備した区画の貸出しを完了したため、26年度に新たに192区画を整備し、27年度から貸出しを行っている。

(ア) 墓所の整備及び貸出し状況 (7.4.1 現在、単位：区画)

区分	4㎡
整備区画数	375
貸出し区画数	252
残数	123

(イ) 使用料・手数料

(7.4.1 現在)

墓所の面積 (㎡)	使用料 (円)	清掃手数料 (5年ごとに前納) (円)
4	600,000	10,200 (510円×4㎡×5年)

(4) 高松市墓地整備計画・高松市営墓地の整備及び管理についての方針

少子・高齢化、核家族化の進展や家意識の希薄化、市民ニーズの変化など、墓地を取り巻く社会経済環境の変化に加え、平成17年度の近隣六町との合併により、市営墓地数が2.5倍になったことなどに対応するため、高松市墓地整備計画（第1期：平成21年度から28年度、第2期：29年度から令和3年度）を策定した。

この計画に基づき、新規の墓地整備を実施するなど、市民の墓地需要に応じてきたが、当該計画が令和3年度末に終了したことから、引き続き、市民意識の変化に対応した墓地行政及び市営墓地の良好な環境保持を目的に、これまでの計画や3年度に実施した市民意識調査結果を踏まえた、高松市営墓地の整備及び管理についての方針を4年度に定めた。

(5) 無縁墳墓の整備

市営墓地における無縁墳墓の整備及び墓地環境の向上を図るため、平成13年度から、市営墓地11か所のう

ち市街地に所在する6か所の墓地において無縁墳墓移転改葬整備を順次実施し、5カ年で峰山墓地全体の整備が完了した。次に、18年度から摺鉢谷墓地の無縁墳墓移転改葬整備を実施し、21年度に西ブロック、22年度に東ブロックの整備を完了した。

また、姥ヶ池東墓地における無縁墳墓の移転改葬整備を実施するため、21年度に整備に係る全体計画を策定し、24年度から無縁墳墓の移転改葬及び無縁塔の整備等を行い、新たに225区画を整備し28年度から貸出しを開始した。

令和7年度には、墓参者の利便性の向上を図るため、宮脇町姥ヶ池墓地において無縁墳墓の移転改葬を実施し、駐車スペースを整備した。

(6) 墓地管理システムの運用

墓地使用者の管理を正確かつ確実にを行うことにより、無縁墳墓の発生を防止するとともに、墓地に関する市民の問合せに迅速に対応するため、平成12年度から墓地に関する情報を一元的に管理することのできる墓地管理システムを運用している。

令和7年度には、システムのリース期間終了に伴い、システムの再構築を行っている。

(7) 地元管理墓地整備事業補助金

地元管理墓地の適切な墓地環境を保持するため、墓地内の環境整備に要する経費の一部を補助している。また、令和3年度から無縁墳墓改葬整備事業を補助対象とした。

補助金交付状況

(単位:円・件)

年度	2	3	4	5	6
金額	3,222,000	1,819,000	1,368,000	4,950,000	4,445,000
件数	3	2	3	5	5

12 戸籍・住民基本台帳事務

本市に本籍もしくは住所を定める日本人及び外国人からの戸籍届出や住民異動届出等に基づき、戸籍簿や住民基本台帳等を適正に管理するとともに、住民票の写し等の各種証明書交付事務等を行っている。

(1) 人口・世帯数

(7.3.31現在)

	登録人口 (人)			世帯数 (世帯)	
	男	女	合計		
日本人	197,275	211,919	409,194	日本人	199,646
外国人	3,697	3,229	6,926	外国人	4,923
本籍人口	389,992			複数国籍	855

(2) 戸籍事務

戸籍事務の効率化、迅速化による市民サービスの向上を図るため、戸籍の電算化を第一次、第二次に分けて行った。第一次は、平成18年2月に着手(18年1月10日の合併時に、既に電算化済の旧香川町、旧国分寺町を除く。)し、19年1月20日に完了した。第二次は、19年2月に除籍、改製原戸籍の電算化に着手し、同年11月に完了した。

戸籍の電算化に伴い、戸籍総合システムを導入し、セキュリティ強化を図りながら、戸籍簿を適正に管理している。

そのほか、法令等で定められている各種欠格条項等のため、民事関係名簿(法定後見人や破産者の名簿)や、刑事関係名簿(犯罪人名簿)の調製等を行っている。

また、29年1月4日から、オリジナル婚姻届や、市長からのメッセージ入り出産お祝いカードの配付を始めた。

令和6年3月1日から、戸籍法改正に伴う新運用が始まった。(戸籍証明の広域交付、他自治体の戸籍副本参照、届書連携等)

7年5月26日から、戸籍法改正に伴い新たに戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなった。これに伴い、施行日から1年(8年5月25日)まで氏名の振り仮名の届出ができるようになった。

なお、振り仮名の届出がない方には、施行日から1年経過後に自治体が把握している仮振り仮名を職権で戸籍に記録する。

ア 戸籍数

(7.3.31現在 単位:件)

現在戸籍	除籍	改製原戸籍
166,441	259,222	212,817

イ 届出件数

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
出生	3,876	3,916	3,527	3,322	3,228
国籍留保	28	15	26	16	27
認知	76	59	60	72	67
養子縁組	305	252	275	259	246
養子離縁	132	104	108	131	94
73条の2、69条の2	11	6	7	9	4
婚姻	3,586	3,546	3,338	3,329	3,350
離婚	941	924	937	925	970
75条の2、77条の2	430	439	447	419	452
親権・後見	38	34	27	29	15
死亡	5,345	5,600	6,322	6,074	6,418
失踪	6	6	3	4	5
復氏	9	7	9	5	6
姻族関係終了	12	15	11	13	14
相続人廃除	0	0	0	1	0
入籍	802	708	767	701	652
分籍	87	70	79	99	74
国籍取得	0	2	1	0	3
帰化	11	11	7	13	7
国籍喪失	11	10	17	10	5
国籍選択	9	3	8	16	8
外国国籍喪失	1	0	0	0	0
氏の変更	56	61	57	63	62
名の変更	25	20	28	10	13
転籍	1,596	1,535	1,398	1,417	1,251
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更正	237	199	302	275	199
追完	6	7	11	5	6
その他	4	1	8	6	3
不受理申出	118	114	130	116	113
合計	17,758	17,664	17,910	17,339	17,292

ウ 民刑関係取扱い件数

(単位：件)

年度 区分	2	3	4	5	6
身上調査	317	264	182	118	130
犯歴証明	2,215	1,880	1,312	1,433	1,497
既決通知	606	531	469	489	544
終了・異動等通知	283	250	266	251	237
公選法11条等通知	202	187	151	144	156
合計	3,623	3,112	2,380	2,435	2,564

(3) 住民基本台帳事務

ア 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年の住民基本台帳法の一部改正により、14年8月5日から、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働した。住民基本台帳ネットワークシステムでは、住民票の記載事項に住民票コードを加え、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図った。

既存の住民記録システムについては、住民基本台帳ネットワークシステムへの対応のほか、機能向上や将来の電子申請等への拡張に柔軟に対応するため、システムを再構築し、14年7月29日から、世帯票であった住民票を個人票へ一括改製している。

その後、15年8月25日からの住民基本台帳ネットワークシステムの第二次稼働により、住民票の写しの広域交付、転出・転入の特例等を行っており、市民サービスの向上と事務の簡素化を図った。

また、令和元年11月5日から、国における女性活躍推進の一環として、本人の届出により、住民票やマイナンバーカード等への旧姓（旧氏）併記が可能となった。

さらに、4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、マイナンバーを通じたオンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）のサービス（引越し手続オンラインサービス）を、5年2月6日から開始した。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）（以下「基本方針」という。）を踏まえ、標準化法第6条第1項に規定する基準に基づき作成された標準仕様書の内容を踏まえた仕様により調達した住民記録システムを6年1月から稼働した。

届出件数

(単位：件)

年度 区分	2	3	4	5	6
転入	10,201	9,677	9,961	9,811	10,014
転出	10,152	10,190	11,472	11,247	10,586
転居	11,418	10,955	10,837	10,425	10,148
転出取消	72	58	45	75	95
世帯分離	774	742	867	940	808
世帯合併	629	627	610	645	664
世帯構成変更	52	39	37	33	45
世帯主変更	768	819	1,061	1,045	1,036
30条46転入	587	113	1,972	1,822	1,742
30条47届出	42	18	14	27	22
続柄変更	9	6	21	30	26
国籍取得	0	0	3	0	0
帰化	24	9	4	9	5
出生	3,051	3,108	2,845	2,690	2,579
職権記載	28	1	6	8	7
失踪宣告	2	2	2	1	0
国籍喪失	2	0	0	2	0
死亡	4,520	4,741	5,421	5,164	5,449
職権消除	36	16	21	16	10
戸籍修正 (職権修正) ※1	5,685	5,485	5,385	5,310	0
職権修正	844	932	1,108	1,139	6,359
職権回復	124	81	71	49	7
法務省通知	3,137	3,292	2,505	2,844	3,585
通称届出 (通称変更) ※2	25	34	31	23	19
旧氏記載 (旧氏変更) ※3	125	92	65	83	0
旧氏変更	0	0	0	1	77
旧氏削除 (旧氏変更) ※4	1	2	3	7	0
強制修正 (処理停止) ※5	663	565	342	537	52
出力順設定	2	1	0	0	0
住民票改製	0	0	0	0	0
合計	52,973	51,605	54,709	53,983	53,335

※1～※5は6年1月以降の区分。6年1月以降の「旧氏変更」は、旧氏の記載、変更、削除の合計。

イ 特別永住者事務

平成24年7月9日に、外国人登録法が廃止され、また「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行により、市区町村に居住する中長期在留者、特別永住者等は、「外国人住民」として、住民基本台帳に登録する対象となった。

これに伴い、住居地の届出、特別永住者証明書交付関連事務などを行っている。

外国人国籍別人口

(年度末現在 単位：人)

年度 区分	2	3	4	5	6
中国	1,281	1,211	1,217	1,315	1,364
ベトナム	1,233	953	1,053	1,160	1,302
フィリピン	765	747	848	960	1,039
インドネシア	285	257	474	642	897
韓国・朝鮮	538	523	525	509	516
ミャンマー	189	161	236	393	533
ネパール	223	224	283	329	410
米国	107	90	96	100	111
カンボジア	55	59	72	97	91
スリランカ	24	28	31	44	61
英国	31	34	43	40	34
インド	27	22	25	32	38
タイ	20	22	29	32	46
その他	363	344	407	423	484
合計	5,141	4,675	5,339	6,076	6,926
国籍数	69	67	72	69	67

ウ マイナンバーカードの交付

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年10月に国民に個人番号が付番・通知され、28年1月19日からは、マイナンバーカードの交付が開始された。マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書として使用できる顔写真付カードで、公的個人認証サービスの電子証明書も格納されている。

マイナンバーカード交付状況

(7.3.31現在)

年度 区分	2	3	4	5	6
交付件数 (累計)	63,012件 (122,920)	64,998件 (187,918)	85,641件 (273,559)	57,779件 (331,338)	32,995件 (364,333)
交付率	28.8%	44.1%	64.5%	78.4%	86.8%

エ 公的個人認証サービス

「公的個人認証法」(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律)が、平成16年1月29日に施行されたことに伴い、住民基本台帳カードのICチップに、都道府県電子証明書を記録していたが、28

年1月からは、マイナンバーカードの交付が開始されたため、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書をマイナンバーカードのICチップに記録している。

電子証明書発行件数

(単位：件)

区分		年度				
		2	3	4	5	6
電子証明書	有料	432	518	740	1,436	2,062
	無料	23,038	11,324	17,455	21,088	60,126
合計		23,470	11,842	18,195	22,524	62,188

オ 印鑑登録証明事務

平成24年7月に、外国人住民が住民基本台帳に登録されることに伴い、新印鑑登録システムを導入したほか、28年1月から、印鑑登録証明書の性別記載を削除した。

印鑑登録証明は、不動産の登記や売買契約等の際に、本人の同一性の判断の一つとされており、印鑑登録及び証明に関する事務について、条例に基づき適正に処理している。

なお、出先機関の取扱業務の見直しにより、令和4年度末で、支所における印鑑登録事務が取次となると共に、出張所における印鑑登録事務の取次が廃止された。

また、標準化法第5条第1項に基づく基本方針を踏まえ、標準化法第6条第1項に規定する基準に基づき作成された標準仕様書の内容を踏まえた仕様により調達した印鑑登録システムを令和6年1月から稼働した。これに合わせて、印鑑登録原票の電子化を行い、従来の紙の印鑑登録原票は、可視台帳に変更となった。

申請件数

(単位：件)

区分		年度				
		2	3	4	5	6
登録		13,555	12,719	12,316	12,045	12,176
廃止		13,165	12,840	13,182	12,275	12,331
照会		908	862	801	705	718
引換交付※		484	322	215	125	108
合計		28,112	26,743	26,514	25,150	25,333
年度末登録者		272,592	272,472	271,606	271,375	271,220

※「引換交付」は、令和6年1月以降の区分。5年12月までの区分は「再交付」。

(4) 諸証明取扱い事務

令和4年4月1日から、これまで無料としていた公的年金以外の年金現況届・「軽自動車税申告用」住民票記載事項証明書を、受益者負担の観点や他都市の状況、また、普通車登録用の証明書は有料で交付していることを踏まえ、有料化した。

ア 証明模写電送システム

平成3年12月から市民課及び山田支所（現総合センター）・出張所にファクシミリを設置し、高速・高精度の通信回線によるネットワーク化により、支所・出張所における戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの即時交付を可能とした。

さらに、14年7月から十河・西植田・東植田各公民館（現コミュニティセンター）、また、合併に伴い、17年9月から塩江支所及び2連絡事務所、18年1月から牟礼・香川・国分寺（現総合センター）・庵治・香南・塩江の各支所、29年1月から勝賀総合センター、令和4年3月から仏生山総合センターにファクシ

ミリを設置し、各種証明書の即時交付を行っている。

証明模写電送システム取扱い件数

(単位：件)

区分		年度		2	3	4	5	6
		有料	無料					
戸籍	証明	有料		13,043	11,761	10,658	11,289	8,761
		無料		13	25	7	4	0
住民票	証明	有料		33,230	29,693	29,797	23,250	18,817
		無料		14,518	13,673	15	11	18
印鑑	証明	有料		28,214	22,555	18,139	14,317	12,148
		無料		95	127	68	67	53
その他		有料		758	845	830	630	626
		無料		22	2	0	0	1
合計				89,893	78,681	59,514	49,568	40,424

イ 証明書のコンビニ交付サービス

市民の利便性向上を図るため、平成28年2月15日から、マイナンバーカードを活用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を、コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）で取得できるサービスを開始した。

また、29年4月11日には、コンビニ交付サービスで取得できる証明書に、戸籍謄抄本と附票を追加した。30年3月1日には住民票記載事項証明書を追加し、マイナンバー記載の証明書を交付可能とした。

令和5年5月11日から、スマホ用電子証明書登載サービスが開始され、12月20日から一部店舗でスマホ用電子証明書を登載したスマートフォンを利用したコンビニ交付サービスが可能となった。（7年6月1日時点でスマホ用電子証明書に対応している端末はAndroidの一定機種）本市では、6年1月22日からサービスを開始した。（本市のコンビニ交付サービスのうち、スマホ用電子証明書に対応している事業者は、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンの3事業者。（7年6月1日時点））

コンビニ交付件数

(単位：件)

区分		年度		2	3	4	5	6
住民票の写し				11,809	22,380	33,855	48,584	53,652
住民票記載事項証明				751	1,575	2,527	3,903	4,873
印鑑登録証明				10,531	18,793	24,362	36,436	41,893
戸籍謄抄本				2,508	4,686	7,827	13,730	13,094
戸籍の附票の写し				303	443	718	1,147	1,190
合計				25,902	47,877	69,289	103,800	114,702

ウ らくらく窓口証明書交付サービス

コンビニ交付率の増加と市民課窓口の混雑緩和を図るため、令和4年3月1日からコンビニ交付サービスと同様の画面操作で、申請書に記入することなく、住民票の写し等の証明書を取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始した。

らくらく窓口証明書交付件数 (単位：件)

区分 \ 年度	3 (R4.3.1~)	4	5	6
住民票の写し	28	739	2,315	1,615
住民票記載事項証明	1	21	57	50
印鑑登録証明	37	832	1,805	1,503
戸籍謄抄本	11	375	848	693
戸籍の附票の写し	0	7	16	13
合計	77	1,974	5,041	3,874

エ スマートフォン等での「住民票の写し等交付請求書」の事前作成

令和5年3月1日から、自宅などでスマートフォンやパソコンを使用して、事前に氏名や住所などの必要事項を入力することで、市民課窓口での住民票の写し等交付請求書の記入を省略できるサービスを開始した。

スマートフォン等での住民票の写し等交付件数 (単位：件)

区分 \ 年度	4 (R5.3.1~)	5	6
住民票の写し	19	92	61
住民票記載事項証明	3	2	0
印鑑登録証明	9	40	27
戸籍謄抄本	8	70	61
戸籍の附票の写し	1	4	6
その他	0	6	31
合計	40	214	186

オ 窓口業務の時間延長及び日曜開庁

例年、3月下旬から4月上旬までは、住民異動届出等のため、窓口が非常に混雑することから、この繁忙期対策として、平日の窓口受付時間の延長及び日曜開庁を実施し、市民の利便性の向上を図った。

(ア) 平日の窓口受付時間延長

a 延長期間 令和7年3月25日(火)～4月7日(月)

b 延長時間 平日の午後5時～7時

c 延長期間中における取扱い件数 (単位：件)

各種証明書 交付	戸籍届	住民異動届	印鑑登録	カード券面記 載継続利用等	国民年金	マイナンバー カード 交付等	合計
187	12	141	25	238	14	262	879

(イ) 日曜開庁

a 日曜開庁日 令和7年3月30日(日)、4月6日(日)

b 開庁時間 午前8時30分～午後5時

c 日曜開庁日における取扱い件数

(単位：件)

各種証明書 交付	戸籍届	住民異動届	印鑑登録	カード券面記 載継続利用等	国民年金	マイナンバーカード [*] 交付等	合計
101	35	178	55	115	3	215	702

カ 諸証明取扱い件数

(単位：件)

度 区分		年		2	3	4	5	6
		有料	無料					
戸籍	証明	有料		92,003	90,471	97,756	106,096	105,970
		無料		36,141	35,444	34,335	37,410	37,423
住民票	証明	有料		182,484	178,768	195,871	188,668	183,434
		無料		57,909	54,507	23,639	24,473	25,364
	閲覧	有料		1,963	2,434	2,358	1,820	2,312
		無料		212	460	0	0	0
印鑑	証明	有料		116,171	106,313	102,003	103,171	102,622
		無料		475	435	365	409	373
	登録	有料		13,469	12,682	12,268	11,984	12,103
		無料		35	42	31	63	67
転出証明		無料		8,461	7,279	6,986	5,225	4,405
その他	有料		5,231	6,031	5,958	5,816	6,412	
	無料		17,289	10,025	18,031	22,259	69,663	
合計				531,843	504,891	499,601	507,394	550,148

※ コンビニ交付、らくらく窓口証明書交付、スマートフォン等での証明書交付、証明模写電送システム取扱い分含む。

(5) おくやみ手続窓口

令和元年12月2日から、亡くなられた市民に関する様々な手続について、遺族の負担軽減を図るため、原則、ワンストップで対応する「おくやみ手続窓口」を本庁舎1階、市民課内に開設した。

おくやみ手続取扱い件数

(単位：件)

度 区分		年		2	3	4	5	6
		有料	無料					
おくやみ手続件数				2,583	2,562	2,679	2,439	2,215

(6) 市民サービスセンター

市民サービスセンターは、平成9年4月23日に、コトデン瓦町ビル9階に市民課証明発行の窓口として開設された。その後、コトデンそごう及び高松天満屋の閉店により一時休業したが、27年10月21日に瓦町F L AG 8階（市民交流プラザ I K O D E 瓦町）において業務を再開した。

新しい市民サービスセンターでは、これまでの戸籍、住民票、税関係の証明書の発行に加えて、住民異動届や福祉関係の取次ぎ及びマイナンバーカード交付の業務などを行い、窓口開設時間も午後8時までで延長し、市民サービスの向上に努めている。

ア 施設の概要

- (ア) 面積 125.77㎡
 - (イ) 開業日 平日及び土・日曜日、祝日。ただし、年末・年始（12月29日～1月3日）は休業日
 - (ウ) 開業時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後8時
土、日曜日及び祝日 午前10時～午後6時30分
- ※市民課関係証明書の即時交付時間 午前10時～午後6時30分
(広域交付は平日午後5時まで)
- ※税関係証明書の即時交付時間 午前10時～午後5時（平日のみ）
- ※マイナンバーカード関係
月曜日～金曜日 午前10時～午後6時30分
土、日曜日及び祝日 午前10時～午後6時（第3土曜日及び翌日曜日は休業日）

イ 業務内容

戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書などの市民課証明や税関係証明の発行、住民異動届取次ぎ、福祉関係申請取次ぎ（国民健康保険、後期高齢者医療制度、高齢者福祉、介護保険、児童手当、子ども・ひとり親医療）、高齢者運転免許証返納促進事業、長寿手帳の交付、マイナンバーカードの申請・交付など

ウ 市民サービスセンター諸証明取扱い件数 ((4)ーカのうち数) (単位：件)

区分		年度				
		2	3	4	5	6
戸籍証明	有料	3,620	3,491	3,519	3,556	3,534
	無料	4	0	3	1	5
住民票証明	有料	12,188	10,842	10,325	7,365	6,153
	無料	1,244	1,100	5	1	22
印鑑証明	有料	7,714	6,053	4,970	3,772	3,187
	無料	15	18	4	8	6
転出証明	無料	346	301	134	74	81
その他	有料	271	326	363	485	489
	無料	3,622	1,642	3,015	3,320	13,597
合計		29,024	23,773	22,338	18,582	27,074

(7) 本人通知制度

事前に登録した市民に対して、その登録者の戸籍謄抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度で、平成24年7月9日から実施している。

この制度は、戸籍謄抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために県下の全市町で実施している。

登録・通知状況

(7.3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
登録件数（累計）	4,797	4,962	5,116	5,240	5,387
本人通知件数	400	420	416	366	382

(8) DVストーカー等支援措置

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のために、住民基本台帳事務における支援措置として、住民票・戸籍附票等の閲覧及び交付に対して制限をかけることにより、申出者の居住地が探索されることを防止している。

DVストーカー等支援対象者数

(7.3.31現在 単位：人)

	申出者	併せて支援者	合計
本市申出者	325	356	681
他市申出者	196	165	361
合計	521	521	1,042

(9) 住居表示の届出受付

令和4年6月1日から、都市計画課が所管する住居表示に関する事務（住居番号の設定、廃止及び変更に係る事務）を市民課へ移管し、住居番号の設定から住所登録までを市民課が一括して行うことで、事務の効率化と市民サービスの向上を図った。

(10) 市民課窓口業務等の民間委託

令和7年4月1日から、民間のノウハウを生かした安定した業務運営により、市民サービスの向上を図るため、各種証明書等の受付及び作成、窓口案内等に関する業務を引き続き民間事業者に委託した。

ア 委託業務内容 証明書等発行（郵便請求、公用請求）業務

手数料の徴収、入金、集計業務

フロアマネージャー業務

イ 委託期間 令和7年4月1日～10年3月31日

13 国民年金

国民年金事務として市区町村が行う、資格取得、種別変更、資格喪失に関する事務について、年金事務所と連携して、適正に処理し、年金受給権の確保に取り組んでいる。

(1) 加入状況等

ア 被保険者数

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
第1号被保険者	43,040	42,540	42,087	41,661	40,949
任意加入被保険者	487	493	501	529	537
第3号被保険者	27,306	26,230	24,932	23,717	22,063
60歳任意(再掲)	(420)	(424)	(433)	(459)	(458)
計	70,833	69,263	67,520	65,907	63,549

イ 保険料免除者数

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6	
法定免除	4,259	4,351	4,435	4,509	4,642	
申請免除	全額免除	7,358	7,514	7,380	7,021	6,914
	3/4免除	524	478	477	473	420
	半額免除	314	281	295	306	302
	1/4免除	139	195	146	178	167
	学生特例	6,363	6,104	6,067	5,782	5,533
	納付猶予	1,487	1,533	1,477	1,544	1,468
合計	20,444	20,456	20,277	19,813	19,446	
免除率	47.5	48.1	48.2	47.6	47.5	

(2) 年金の種類と年金額

(7.4.1 現在)

年金の種類		年金額 (年額)
老齢基礎年金	保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、原則65歳になったときから支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 831,700円 (満額) ※免除や未納の期間がある場合は、その期間に応じた減額がされる場合がある。
障害基礎年金	国民年金に加入中や20歳前に、初診日のある病気やけがにより、障害等級1級または2級に該当する障害の状態になり、一定の条件を満たしている場合に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級障害基礎年金 831,700円×1.25+子の加算 ・ 2級障害基礎年金 831,700円+子の加算 ・ 子の加算 第1子、2子:各239,300円 第3子以降 :各79,800円
遺族基礎年金	国民年金に加入中の人が亡くなり、一定の条件を満たしている場合に、その人に生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 831,700円+子の加算 ・ 子の加算 第1子、2子:各239,300円 第3子以降 :各79,800円 ・ 子が受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額
寡婦年金	国民年金に加入中の夫が、老齢年金を受け取る前に死亡し、一定の条件を満たしている場合に、夫に生計を維持されていた妻に支給	夫が受け取ることができた老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	国民年金に加入中の人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取る前に死亡し、一定の条件を満たしている場合に、生計を同一にしていた遺族に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上15年未満 120,000円 ・ 15年以上20年未満 145,000円 ・ 20年以上25年未満 170,000円 ・ 25年以上30年未満 220,000円 ・ 30年以上35年未満 270,000円 ・ 35年以上 320,000円 ・ 加算額 8,500円
老齢福祉年金	明治44年4月1日までに生まれた人が、一定の条件を満たした場合に、70歳(国民年金法で定める障害の程度が2級以上の状態にあるときは65歳)になったときから支給	・ 424,900円
未支給年金	受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同一にしていた遺族に支給	・ 死亡した受給者の未支給分

(3) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者に対して、国民年金制度において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から「特別障害給付金」を支給する制度が創設された。

(7.4.1 現在)

支給対象者	金額
<p>次の(1)または(2)のいずれかに該当する人 (障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外)</p> <p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、任意加入していなかった期間内に初診日(傷病の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級または2級に該当する障害の状態にある人。ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当する人に限る。</p>	<p>1級 56,850円</p> <p>2級 45,480円</p>